

審査等業務の過程に関する記録

一社) 再生医療協会
特定認定再生医療等委員会

審査等業務の過程に関する記録

2026年4月18日

医療法人社団 HELENE
ヘレネ AO ビルクリニック
糸原 孝明 殿

一般社団法人 再生医療協会
特定認定再生医療等委員会

貴院より提出された再生医療等提供計画の審査に関する記録は下記の通りです。

1. 審議対象及び審議出席者

<開催日時> 2026年4月17日(金) 第3部 17時20分～17時30分
<開催場所> オンライン会議システム「Zoom ミーティング」による開催
<議題>

【変更審査】【第二種 治療】PB3250071

医療法人社団 HELENE ヘレネ AO ビルクリニック (管理者：糸原孝明)

「加齢に伴う老人性皮膚変化の治療を対象とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の皮下投与」

【変更審査】【第二種 治療】PB3250072

医療法人社団 HELENE ヘレネ AO ビルクリニック (管理者：糸原孝明)

「動脈硬化性心血管病変の治療を対象とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の静脈内投与」

【変更審査】【第二種 治療】PB3250073

医療法人社団 HELENE ヘレネ AO ビルクリニック (管理者：糸原孝明)

「変形性関節症の治療を対象とした自己脂肪由来間葉系幹細胞の関節内投与」

【変更審査】【第二種 治療】PB3250219

医療法人社団 HELENE ヘレネ AO ビルクリニック (管理者：糸原孝明)

「男性勃起障害に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞の陰茎内投与」

<委員の出欠>

出欠*1	氏名	専門*2	所属機関	本委員会との利害関係の有無	性別
○	野呂知加子	①	日本大学医学部 細胞再生移植医学講座 客員教授	無	女
×	奥村康	①	順天堂大学医学部免疫学特任教授・名誉教授	無	男
○★	岡本慎一	②	医療法人社団康静会 理事長 赤羽ウェルネスクリニック 医師	無	男
○	本村朋子	③	慶應義塾大学耳鼻咽喉科 医師	無	女
○	黒木慶一郎	③	ひろしま下肢静脈瘤クリニック 医師	無	男
○	団克昭	④	慶應義塾大学医学部総合医科学センター元研究員 一般社団法人 生物活性研究機構 代表理事	無	男
×	細川律夫	⑤	第13代厚生労働大臣 越谷総合法律事務所 弁護士	無	男
○☆	鈴木沙良夢	⑤	鈴木沙良夢法律事務所 弁護士	無	男
×	大林正幸	⑥	東洋英和女学院大学人間科学部人間科学科教授	無	男
×	松浦正明	⑦	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科教授	無	男
×	石田知恵子	⑧	元参議院議員（松田公太議員）公設元第一秘書 現松田公太氏秘書	無	女
○	鴨志田リエ	⑧	東京都目黒区議会議員 元目黒区議会副議長	無	女

*1○出席、×欠席、☆委員長、★副委員長

*2特定認定再生医療等委員会 構成要件

- ① 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- ② 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の見識を有する者
- ③ 臨床医
- ④ 細胞培養加工に関する見識を有する者
- ⑤ 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
- ⑥ 生命倫理に関する見識を有する者
- ⑦ 生物統計その他の臨床研究に関する見識を有する者
- ⑧ 一般の立場の者

<申請者>

管理者：糸原孝明

<申請施設からの参加者>

医員：糸原孝明

<陪席者>

中澤美夕（一般社団法人再生医療協会事務局 職員）

<配布資料>

資料受領日時：2026年4月15日（水）

- ・再生医療等提供計画書（委員会提出用）
- ・再生医療等を行う医師の氏名、役職及び略歴
- ・説明文書及び同意文書
- ・特定細胞加工物概要書
- ・特定細胞加工物標準書

2. 審議進行の確認

<開催基準の充足>

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次の通り。

成立要件：

1. 5名以上の委員が出席していること。
 2. 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
 3. 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
 - ニ. 一般の立場の者
 4. 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
 5. 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。
- ・ 委員長の鈴木沙良夢が開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。
 - ・ 当該委員会の規定について確認された。

3. 審議

委員長より、今回審議する内容は、実施医師の追加、同意説明文書の改訂、及びこれらに伴う関連文書の軽微な変更である旨の説明があった。

実施医師の追加については、医療機関の糸原医師より、追加予定の各医師の略歴及び診療経験等について説明があり、委員は提出資料に基づき、各医師が再生医療を実施するにあたり必要な適性を有していることを確認した。

同意説明文書の改訂については、新旧対照表に基づき、再生医療を行う医師の更新、価格表の更新、「個人情報情報の取扱い」の更新、及び「特許権、著作権及び経済的利益について」の項目追記について確認した。委

員は、いずれの変更も患者への説明内容として不適切な点はなく、同意説明文書の改訂として妥当であると判断した。

また、上記の実施医師の追加及び同意説明文書の改訂に伴う他の提供計画関連文書の軽微な変更についても、記載内容の整合性を図るための変更であり、本再生医療等提供計画の内容に実質的な変更を及ぼすものではないことを確認した。

【審議】

- ・ 審査の結果、出席委員の全会一致により、本計画の変更を『承認』とした。

[備考]

- (1) 2026年4月18日に認定再生医療等委員会意見書を発行した。
- (2) 再生医療等提供計画について2025年5月31日以降記載が求められる事項の追記が行われたこと及び本再生医療等提供計画に関する当委員会の委員を含む医療機関外部からの役務の提供の無いことを確認した。

以上